

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 4-(1)-①

【論点】

4. 法律・条例、予算による統制のあり方、協約との関係

(1) 議会制民主主義、勤務条件法定主義等の観点から勤務条件のうち、いかなる項目について、それぞれどの程度、法律・条例で規定すべきか。

①法定事項とすることについて、どのような視点によると考えるべきか。(議会制民主主義、勤務条件法定主義等の視点など)

【論点の整理】

法定すべき事項を判断する視点として考えられるものは以下のとおり。

ア 議会制民主主義、勤務条件法定主義の視点

議会制民主主義、勤務条件法定主義という憲法上の要請から、公務員の勤務条件の基準等については、国会が法律により定めるべき、との考え方。

イ 成績主義原則の視点

全体の奉仕者たる公務員を選抜するに当たっては成績主義の原則に基づくことが適切であり、勤務条件のうち成績主義原則に関わる事項については、憲法上の要請として法律により定めるべき、とする考え方。

ウ 勤務条件決定の基本原則の視点

情勢適応の原則(第28条)、職務給の原則(第62条)、均衡の原則(第64条)等は、給与や給与以外の勤務条件を決定するための基本原則であり、法律により定めるべき、とする考え方。

エ 透明性、説明責任の視点

公務員の勤務条件について、国民に対する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、法律により定めるべき、とする考え方。

オ 地方自治体等の勤務条件決定のスタンダードとしての視点

非現業国家公務員の勤務条件は、地方公務員の勤務条件決定に当たっての考慮事項とされ、また、独立行政法人、公益法人、学校、病院等の勤務条件に関するスタンダードとして機能していることから、その機能を維持するため標準的な事項については法律で定めるべき、とする考え方。

カ 労使交渉の円滑化や紛争の予防の視点

労使交渉の円滑化や紛争の予防の観点から、交渉当事者、団体交渉事項の範囲や団体交渉の基本的な手続について法律で定めるべき、とする考え方。

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

- ・季刊労働法 221号(2008年夏号)(下井康史)
- ・法曹時報 35巻12号(菅野和夫)
- ・国家公務員の団体協約締結権否定の合憲性問題(菅野和夫)
- ・逐条国家公務員法(鹿児島重治ほか)
- ・第5回、第6回労使関係制度検討委員会のヒアリングにおける豊橋市、新潟県出雲崎町、全国市長会アンケート及び会津若松市、国立大学法人信州大学、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の発言内容 他

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 4-(1)-②

【論点】

4. 法律・条例、予算による統制のあり方、協約との関係
- (1) 議会制民主主義、勤務条件法定主義等の観点から勤務条件のうち、いかなる項目について、それぞれどの程度、法律・条例で規定すべきか。(議会制民主主義、勤務条件法定主義等の視点など)
- ②給与についてはどの程度詳細に法定するか。(給与の幅・額、手当の種類・額等)

【論点の整理】

(1) 俸給表

A案 俸給表の内容を法律で定めない。

A-1案 俸給表を定めることを法定するが、俸給表の内容は下位法令等で定める。

A-2案 下位法令等で俸給表を規定することを義務付けない。

B案 現行のような詳細な俸給表を法律で定める。

B-1案 初任給、昇格、昇給等の基準について、下位法令等で定める。

B-2案 初任給、昇格、昇給等の基準は交渉で決める。

C案 各職務の級の俸給額の幅(上限と下限)のみ法律で定める。

C-1案 幅の間の具体的な俸給額(号俸)は下位法令等で定める。

C-2案 幅の間の具体的な俸給額(号俸)は交渉で決める。

(2) 手当

A案 手当の内容(種類、額・率、支給対象要件等)について法律で定めない。

A-1案 手当の大枠について法定し、手当の種類、額・率(具体的な額のほか、上限・下限額の設定等が想定)、支給対象要件等は下位法令等で定める。

A-2案 下位法令等で手当を規定することを義務付けない。

B案 手当の種類(内容)、額・率、支給対象要件を法律で定める。その他法律の委任を受けた事項については下位法令等で定める。

C案 手当の種類、支給対象要件を法律で定める。

C-1案 額・率は法律の委任を受けた下位法令等で定める。

C-2案 額・率は交渉で定める。

D案 手当の種類等のみを法律で定める。

D-1案 額・率、支給対象要件は法律の委任を受けた下位法令等で定める。

D-2案 額・率、支給対象要件は交渉で定める。

E案 手当の性質に応じて法定する事項とそうではない事項に分ける。

【参考】

同様に、給与以外の勤務条件についても、どの程度詳細に法定すべきかについて、A案からD案まで整理(詳細略)

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

- ・法曹時報 35 卷 (菅野和夫)
- ・国家公務員の団体協約締結権否定の合憲性問題 (菅野和夫) 他

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 4-(2)-①、②

【論点】

4. 法律・条例、予算による統制のあり方、協約との関連

(2) 財政民主主義、国民・住民に対する説明責任の観点から、給与の内容を、どの程度、国会・地方議会の審議対象（予算説明事項）又は報告事項とすべきか。

- ① 事前関与をどうすべきか、事後関与をどうすべきか。
- ② どの程度詳細に説明又は報告させることが適当か。

【論点の整理】

1. 現在の予算・決算審議等における報告・説明内容。

- (1) 非現業の場合、(2) 現業の場合、(3) 独立行政法人の場合について、それぞれ
 - ① 予算審議時、② 決算審議時における報告（説明）内容資料を整理。（詳細略）

2. 事前関与・事後関与のあり方、その際の説明・報告の詳細度について

- (1) 予算審議では給与総額のみを審議し、事後的に給与制度の内容も含め重点的にチェックする場合。

A案 交渉を実施する前に予算案を提出し、給与総額のみを審議する。その際の説明資料は、現行と同様のものとする。

○事後関与としては以下の2パターンが考えられる。

A-1案 決算審議の際あるいは決算審議とは別に、協約の内容、給与の支給状況等について報告する。報告内容は、現行の決算における報告内容よりも詳細なものとする。

A-2案 他の予算事項と同様、通常の決算の中で処理する。報告内容は現行と同様になる。

- (2) 予算審議時に予算案と協約（給与制度）の内容を詳細にチェックする場合。

B案 交渉を踏まえた協約（給与制度）の内容と予算案を同時に審議する。

○事後関与としては以下の2パターンが考えられる。

B-1案 決算審議の際あるいは決算審議とは別に、給与の支給状況等について報告する。報告内容は、現行の決算における報告内容よりも詳細なものとする。

B-2案 他の予算事項と同様、通常の決算の中で処理する。報告内容は現行と同様になる。

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

- ・平成19、21年度一般会計予算
- ・平成19、21年度特別会計予算
- ・逐条国家公務員法（鹿児島他）
- ・「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務省行政管理局）
- ・「地方公共団体給与情報等公表システム」（総務省自治行政局）
- ・国家公務員給与等実態調査結果報告（人事院） 他

論点整理表(案)

(要約版)

論点番号 4-(3)-①、②、③

【論点】

4. 法律・条例、予算による統制のあり方、協約との関連

法律・条例の改正又は予算の増額修正が必要となる協約について、その締結手続及び効力発生要件等をどのようにすべきか

- ①国民及び国会との関係において、労使間の協約が最終的に有効となる仕組みをどのように考えるか。(確定のタイミング等)
- ②法律・条例の改正案又は補正予算案の提出を内容とする協約について、どう考えるか。
- ③第三者機関等による調整のシステムとして仲裁等がなされた場合に、仲裁裁定をどのように取り扱うか。

【論点の整理】

①国民及び国会との関係において、協約が最終的に有効となる仕組み

- ・法律・条例の改正又は予算の増額修正が必要となる協約については、当該法律・条例の改正又は予算の修正により有効となる。

②法律・条例の改正案又は補正予算案の提出を内容とする協約

<論点2(1)③のB案やC案の場合>

- ・政府は必要な改正法案又は予算案を国会に付議し、その議決をもって協約は有効とする。また、政令等の改正が必要な協約が締結された場合、速やかに必要な改正のための措置をとり、その改正をもって協約は有効とする。

(メリット)

- ・自律的労使関係制度の構築、速やかな協約内容の実現に資する。議会制民主主義等の要請と速やかな協約内容の実現の両立に資する。

(デメリット)

- ・不承認の場合は、改めて協約を締結し直す必要が生じ、コストがかかる。協約内容が実現されないこととなり、自律的労使関係の形成に支障の可能性。

③第三者機関等による仲裁等がなされた場合の取扱い

<法律の改正又は予算の修正を必要とする内容の裁定>

ア案 独立性、中立公平性、専門性のある第三者機関が、法律の改正を必要とする内容又は予算上不可能な内容の仲裁裁定も行える。それに関しては、政府は必要な改正法案又は予算案を国会に付議し、その議決・承認を求める。

イ案 法律の改正を必要とする内容又は予算上不可能な内容の仲裁裁定は行えないものとする。

【理由・根拠】

上記のとおり

【参考文献等】

- ・労働法 (菅野和夫)
- ・労働組合法
- ・法律学全集 公共企業体等労働関係法 (峯村光郎) 他